

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年10月17日

千葉市監査委員	宍倉 輝雄
同	宮原 清貴
同	石井 茂隆
同	青山 雅紀

7千総総第555号

令和7年10月6日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年度監査報告第7号、9号及び11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘等</p> <p>ア 使用料の算出を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市行政財産使用料条例（昭和39年千葉市条例第33号）第2条第3項によると、使用期間が1月末満の土地の使用に係る使用料の額は、算出した使用料の額に100分の110を乗じて得た額とするとされている。</p> <p>しかしながら、都市局が管理する土地の行政財産使用許可に係る使用料を確認したところ、使用期間が1月末満であるにもかかわらず、算出した使用料の額に100分の110が乗じられていない事例が確認された。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料の算出は、条例に基づき適正に行われたい。</p>	<p>使用料の算出については、令和7年2月3日付で、都市局長から各所属長に対して、行政財産使用料条例等に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p> <p>なお、算出誤りにより徴収していなかった使用料については、令和6年度中に徴収した。</p>